

## 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱

制定	平成 20 年 5 月 30 日	都筑地振第 319 号	(都筑区長決裁)
改正	平成 21 年 4 月 1 日	都筑地振第 794 号	(都筑区長決裁)
改正	平成 22 年 4 月 1 日	都筑地振第 109 号	(都筑区長決裁)
改正	平成 23 年 4 月 1 日	都筑地振第 252 号	(都筑区長決裁)
改正	平成 24 年 5 月 1 日	都筑地振第 117 号	(都筑区長決裁)
改正	平成 28 年 4 月 1 日	都筑地振第 1585 号	(都筑区長決裁)
改正	平成 31 年 4 月 25 日	都筑地振第 44 号	(都筑区長決裁)
改正	令和 3 年 3 月 29 日	都筑地振第 1933 号	(都筑区長決裁)
改正	令和 4 年 4 月 1 日	都筑地振第 1 号	(都筑区長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、商店会等が中心となり実施するイベント事業に対する補助金を交付することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化を図ることを目的とする。

2 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業（以下「イベント助成事業」という。）についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。

(2) 「商店会等」とは、次に掲げる横浜市都筑区内に存する団体とする。

ア 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の団体

エ 横浜市都筑区商店街連合会

オ その他各号に該当しない団体で都筑区長（以下「区長」という。）が認めたもの

### (補助事業者)

第 3 条 この要綱における補助事業者は、前条第 2 項第 2 号に定めた商店会等とする。ただし、代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は補助対象としない。

### (補助対象事業)

第 4 条 この要綱における補助対象事業は、補助事業者が実施するイベントとする。

### (補助金額)

第 5 条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

### (補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間)

第 6 条 この要綱において、補助対象経費、補助率及び限度額、補助対象期間は、次の各号に定めるところとする。

(1) 商店会等が実施するイベント助成事業に係る補助対象経費の内容及び補助要件は、別表 1 のとおりとする。

(2) イベント助成事業実施に係る補助率は、別表 2 で定める率とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

(3) イベント助成事業実施に係る補助限度額は、別表 2 のとおりとする。

(4) この要綱において、補助の対象となる期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、補助対象事業の実施期間が 2 か年度にわたる場合は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

### (交付制限)

第 7 条 一つの補助事業者が同一年度内にこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は 1 回とする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項及び第2項の規定により補助事業者は横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号の掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 商店街活性化イベント助成事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 商店街活性化イベント助成事業収支予算書（第1号様式の3）
- (3) 定款・会則・規約等の写し
- (4) 会員名簿又は参加店名簿の写し

2 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

3 補助金交付申請書の提出期日は6月30日とする。ただし、区長が認めた場合はその限りではない。

#### **(交付決定通知)**

第9条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

#### **(交付の条件)**

第10条 補助金規則第7条第4号の規定により補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業実施のために使用し、他の事業には流用してはならない。
- (2) 事業終了後、速やかに事業実績報告書を提出しなければならない。
- (3) 交付金額は、事業実績報告書を審査した上で確定する。
- (4) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額または一部の返還を求めることがある。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、または報告を求めることができる。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いには留意すること。

#### **(申請の取下げの期日)**

第11条 補助事業者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、補助金交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日を経過する日までに、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

#### **(事業の変更または中止等)**

第12条 商店街等は補助金対象事業内容の大幅な変更または中止をしようとする場合、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書（第5号様式）を区長へ提出しなければならない。ただし、自然災害その他やむをえない事由による大幅な変更または中止についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の横浜市商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書（第6号様式）を申請者に通知するものとする。

#### **(実績報告)**

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者は、事業完了後速やかに横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 商店街活性化イベント助成事業実績概要書（第7号様式の2）
- (2) 商店街活性化イベント助成事業収支報告書（第7号様式の3）
- (3) 支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業実施写真
- (5) 1件あたり100万円以上の場合の見積書の写し

#### **(交付確定通知)**

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により行うものとする。ただし、補助金交付確定額は、第9条で決定した補助金交付決定額を上回ることができない。

### **(交付請求)**

第 15 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付請求書（第 9 号様式）を区長に提出しなければならない。

### **(決定の取消し)**

第 16 条 区長以下は、第 3 条ただし書きまたは補助金規則第 19 条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により、補助事業者に対して通知する。

### **(補助金の返還等)**

第 17 条 区長は、前条の取り消しによる補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

### **(関係書類の保存期間)**

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により関係書類の保存期間は、5 年とする。

### **(警察本部への紹介)**

第 19 条 区長は必要に応じ、補助事業者の代表者について第 3 条に規定した暴力団員に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して確認を行うことができる。

### **(委任)**

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の補助金交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）補助金の項目及び補助要件

	項 目	内 容	補 助 要 件	
イベント 事業費 (補助対象 経費)	広告・ 宣伝費	広告等作成費 広告料	・チラシ、ポスター、たて看板、横断幕等の作成費 ・新聞折り込みの費用等	
	開催費	謝金 謝礼品購入費		・出演者等に対する謝金 ・謝礼品購入にかかる費用
		食糧費等		・出演者及び運営従事者の弁当及び飲料費等 (酒類は対象外。1人あたり 2,000 円を限度とする。)
		会場設営費		・会場等の設営
		会場借上費		・会場等の借上費
		購入費		・機材等の購入費(ただし、模擬店に使用する食材や景品 等の購入費は対象外とする。)
		使用料		・機材等の使用料
		保険料		・機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
		委託料		・イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費、ゴ ミ処理費(業者に委託する場合のみ対象。)
	光熱費		・ガス、電気代等	
	事務費	消耗品費		・事務用品等の消耗品購入費
		会場室借上費		・事前打合せ等に係る会議室借上費
		飲料費		・事前打合せ等に係る飲料費(酒類は対象外。)

\* 上記経費に係る消費税も対象とする。

\* すべて領収書等が必要。

\* 補助対象経費となる「開催費の食糧費等」及び「事務費の飲料費」の合計額は、5 万円未満かつ総事業費の 10% を超えないものとする。

\* 振込手数料・収入印紙代等の間接経費、行政機関に支払う手数料は補助対象外とする。

\* 国、県その他の補助制度を併用する場合並びに売上金等がある場合は、補助対象経費から当該補助金及び売上金を控除した額を補助対象経費とする。

\* 模擬店の定義：来店者から対価を得て、販売やサービスを提供する店舗。

原則、模擬店にかかる費用は補助対象外。ただし以下の場合は機器類レンタル料、場所代等模擬店の出店にかかる経費が対象となる。

(1) 区が出店を依頼または認めた模擬店で、来店者に無料で配布・提供する場合

(2) 区が出店を依頼または認めた模擬店で、有料で販売・提供するが、営利目的でなく売上をイベント運営資金等に活用する場合

別表 2（第 6 条関係）補助率及び補助限度額

	補 助 率	補 助 限 度 額
イベント事業費 (補助対象経費)	2 分の 1 以内	2 5 万円
		5 0 万円 (下記の 2 つの要件を満たす場合に適用する) ・ 都筑区内の 2 つ以上の商店会等が主催するイベント事業 又は区商店街連合会単位で実施するイベント事業である ・ 区民全体を対象にするイベント事業である。

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書

(申請先)

横浜市都筑区長

(申請者)

申請者住所：〒

団 体 名：

役 職 名：

ふ り が な

代表者氏 名：

連絡責任者氏名：

(TEL - - )

横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業に係る経費について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 事業実施に要する総経費

¥ \_\_\_\_\_ . -

3 関係書類（原則A4判）

- (1) 商店街活性化イベント助成事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 商店街活性化イベント助成事業収支予算書（第1号様式の3）
- (3) 定款・会則・規約等の写し
- (4) 会員名簿又は参加店名簿の写し

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

また、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例51号）第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

第1号様式の2（第8条第1項第1号）

商店街活性化イベント助成事業計画書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施予定日	年 月 日（ ） ～ 月 日（ ） 時 ～ 時
商店会等の 現状と将来像	
イベントの目的 期待する効果	
イベントの内容	

第1号様式の3（第8条第1項第2号）

商店街活性化イベント助成事業収支予算書

1 収入

区分	金額	内容備考
会費	円	通常会費充当（円） 臨時会費徴収（円） その他（円）
協賛金	円	・団体名（ ）金額（円） ・団体名（ ）金額（円） ・団体名（ ）金額（円）
売上金等 （※1参照）	円	(イ) 模擬店売上金（円）
その他補助金 （※1参照）	円	(ウ) 国（円） 県（円） その他（円）
都筑区役所 補助金 （※2参照）	円	(エ)
合計	円	支出合計額（総事業費）と同額

※1 国、県その他の補助制度を併用する場合並びに補助対象経費に係る売上金等がある場合は、補助対象経費から当該補助金及び売上金を控除した額が補助対象経費となります。

※2 都筑区役所補助金（エ）の算定方法

$$\left( \begin{array}{l} \text{補助対象経費} \\ \text{※支出（ア）参照} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{売上金} \\ \text{※収入（イ）参照} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{その他の補助金} \\ \text{※収入（ウ）参照} \end{array} \right) \text{補助率}$$

$$\left( \quad \text{円} \right) - \left( \quad \text{円} \right) - \left( \quad \text{円} \right) \times 1/2$$

=

※算出された金額を上記収入の「都筑区補助金(エ)」に記載してください。  
 ※算出された金額が補助限度額の250,000円（複数主催は500,000円）を上回る場合は、「横浜市補助金(エ)」に補助限度額を記載してください。

## 2 支出

(単位：円)

項目および内容・内訳	見積金額	※ 都筑区記入欄	
		補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費			
①			
②			
謝金・謝礼品購入費			
①			
②			
食糧費等			
①			
②			
会場設営・借上費			
①			
②			
機材等の購入費・機材等の使用料・保険料			
①			
②			
③			
委託費（イベント運営、警備費等）			
①			
②			
光熱費			
①			
事務費（消耗品費・会場室借上費・飲料費等）			
①			
②			
③			
小計（補助対象経費）	(ア)		
その他経費			
①			
②			
③			
小計（補助対象外経費）			
合計（総事業費）			

※ 補助対象経費に係る消費税も対象となります。

※ 補助対象経費となる食糧費と飲料費の合計額は、5万円未満かつ総事業費の10%を超えないものとします。

※ 振込手数料・収入印紙代等の間接経費、行政機関に支払う手数料は補助対象外とします。



様

横浜市都筑区長

印

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 事業実績報告書の提出

イベント事業終了後、速やかに以下の書類の提出をしてください。

- (1) 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 商店街活性化イベント助成事業実績概要書（第7号様式の2）
- (3) 商店街活性化イベント助成事業収支報告書（第7号様式の3）
- (4) 支出を証明する領収書等の写し
- (5) 事業実施写真
- (6) 1件あたり100万円以上の場合の見積書の写し

※1件の金額が100万円以上になると見込まれる場合は、市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行い、入札の結果が分かる書類又は見積書の写しを提出してください。

3 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 交付金額は、事業実績報告書を審査した上で確定します。
- (3) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額または一部の返還を求められます。
- (4) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、または報告を求められます。
- (5) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いには留意してください。

担当  
TEL  
FAX

第3号様式（第9条第2項）

都筑地振第 号  
年 月 日

様

横浜市都筑区長



年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

担当  
TEL  
FAX

第4号様式（第11条）

年 月 日

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請取下届出書

（申請先）

横浜市都筑区長

（申請者）

〒

申請者住所：

団体名：

役職：

代表者名：

連絡責任者：

（TEL ー ）

年 月 日に申請した補助金交付申請については、次のとおり取下げたいので、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

1 取下げの理由

年 月 日

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書

（申請先）

横浜市都筑区長

（申請者）

申請者住所：〒

団体名：

役職

代表者名：

連絡責任者：

（TEL ー ）

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金については、次のとおり（変更・中止）したいので、横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金要綱第12条第1項の規定に基づき承認を申請します。

1 （変更・中止）の理由

2 （変更・中止）の内容

（変更・中止）前	（変更・中止）後

\* 当該事業の交付決定を受けた金額から大幅に変動する場合には、事業収支予算書の再提出を求められることがあります。

様

横浜市都筑区長



年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書

年 月 日に申請のあった 年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請については、次のとおり承認します。

1 補助金交付決定通知書の年月日及び番号  
年 月 日 第 号

2 (変更・中止) の内容

(変更・中止) 前	(変更・中止) 後

担当  
TEL  
FAX

年 月 日

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業実績報告書

（報告先）

横浜市都筑区長

（報告者）

報告者住所：〒

団体名：

役職

代表者名：

連絡責任者：

（TEL            —            ）

年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業を終了しましたので、関係書類を添えて事業実績を報告します。

1 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ . 二

2 事業実施に要した総経費

¥ \_\_\_\_\_ . 二

3 関係書類（原則A4判）

- （1）商店街活性化イベント助成事業実績概要書（第7号様式の2）
- （2）商店街活性化イベント助成事業収支報告書（第7号様式の3）
- （3）支出を証明する領収書等の写し
- （4）事業実施写真
- （5）1件あたり100万円以上の場合の見積書の写し

なお、上記関係書類のうち原本の写しを提出するものについては、原本の写しに相違ありません。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

第7号様式の2（第13条第1項1号）

商店街活性化イベント助成事業実績概要書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施日	年 月 日（ ） ～ 月 日（ ） 時 ～ 時
内容	
期待していた効果 （申請時と同じ内容）	
効果の達成度	
課題	

商店街活性化イベント助成事業収支報告書

1 収入

区 分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当 ( 円) 臨時会費徴収 ( 円) その他 ( 円)
協賛金	円	・団体名 ( ) 金額 ( 円) ・団体名 ( ) 金額 ( 円) ・団体名 ( ) 金額 ( 円)
売上金等 (※1参照)	(イ) 円	模擬店売上金 ( 円)
その他補助金 (※1参照)	(ウ) 円	国 ( 円) 県 ( 円) その他 ( 円)
都筑区役所 補助金 (※2参照)	(エ) 円	
合 計	円	支出合計額 (総事業費) と同額

※1 国、県その他の補助制度を併用する場合並びに補助対象経費に係る売上金等がある場合は、補助対象経費から当該補助金及び売上金を控除した額が補助対象経費となります。

※2 都筑区役所補助金(エ)の算定方法

$$\left( \begin{array}{l} \text{補助対象経費} \\ \text{※支出(ア)参照} \\ \\ \text{( 円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{売上金} \\ \text{※収入(イ)参照} \\ \\ \text{( 円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{その他の補助金} \\ \text{※収入(ウ)参照} \\ \\ \text{( 円)} \end{array} \right) \times 1/2 \text{ 補助率}$$

=
---

※算出された金額を上記収入の「都筑区補助金(エ)」に記載してください。  
 ※算出された金額が補助限度額の250,000円(複数主催は500,000円)を上回る場合は、「横浜市補助金(エ)」に補助限度額を記載してください



## 2 支出

(単位：円)

項目および内容・内訳	見積金額	※ 都筑区記入欄	
		補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費			
①			
②			
謝金・謝礼品購入費			
①			
②			
食糧費等			
①			
②			
会場設営・借上費			
①			
②			
機材等の購入費・機材等の使用料・保険料			
①			
②			
③			
委託費（イベント運営、警備費等）			
①			
②			
光熱費			
①			
事務費（消耗品費・会場室借上費・飲料費等）			
①			
②			
③			
小計（補助対象経費）	(ア)		
その他経費			
①			
②			
③			
小計（補助対象外経費）			
合計（総事業費）			

※ 補助対象経費に係る消費税も対象となります。

※ 補助対象経費となる食糧費と飲料費の合計額は、5万円未満かつ総事業費の10%を超えないものとします。

※振込手数料・収入印紙代等の間接経費、行政機関に支払う手数料は補助対象外とします。

第8号様式（第14条）

様

横浜市都筑区長

印

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日に実績報告がありました 年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業  
実績報告書を審査した結果、次の条件を付けて補助金交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ \_\_\_\_\_ . -

2 交付条件

- (1) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額または一部の返還を求めることがあります。
- (2) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、当該助成事業に係る経費の収入及び支出についての書類を保管してください。
- (3) 必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

3 補助金の交付時期

この通知書交付後、貴団体からの適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

担当  
TEL  
FAX

請求書番号

年 月 日

年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付請求書

(請求先)

横浜市都筑区長

(請求者)

〒

請求者住所：

団体名：

役職

代表者名：

(TEL ー )

※口座名義人と請求者が異なる場合、請求者の押印が必要です。

年 月 日 第 号で補助金交付確定通知のありました 年度横浜市都筑区商店街  
活性化イベント助成事業補助金を請求します。

補助金交付請求額 ￥ \_\_\_\_\_ . 一

振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
銀行 信用金庫		支店 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団体等名：

役 職：

代表者名：

印

第10号様式（第16条）

都筑地振第 号  
年 月 日

様

横浜市都筑区長



年度 横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した 年度横浜市都筑区商店街活性化イベント助成事業補助金については、次の理由により補助決定の（全部・一部）を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消の理由

担当  
TEL  
FAX